障害者の地域生活に関する検討会

て整備する「**多機能拠** 存職の熱似 **時の受け入れ 対応、専門性、地域の体制づくり)**を地域に整備していく手法としては、Φ これらの機能を集約し<sup>・</sup> **点整備型」**(グループホーム併設型、単独型)、❷地域において機能を分担して担う**「面的整備型」**等が考えられる。 各地域の抱える課題に応じて、**居住支援のための機能(相談、** 害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、

### 居住支援のための機能強化の整備手法のイメージ 参表)

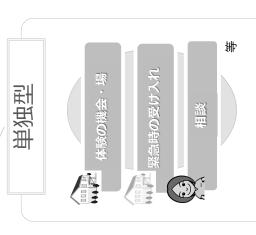
| 各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、

### 無調 多機能拠点整

GH併設型

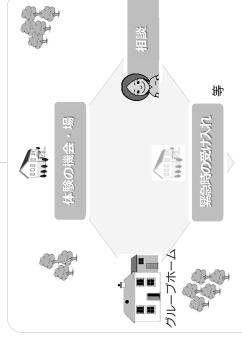
温豐

面的整/



緊急時の受け入れ

体験の機会・場



における共同生活住居の設置数に関する特例 の領物

搬

整

グループホーム

この場合、専門的な知識・技術を有するスタッフによる支援や夜間の支援体制等を確保する観点等から、一定程度の規模が必要なケースも考えら

都市部など土地の取得が困難な地域等においても、各都道府県の判断で地域の居住支援体制を柔軟に整備できるよう、次のいずれにも該当するものと して都道府県が認めた場合は、1の建物の中に複数の共同生活住居の設置を認めることとする。

- 地域で生活している障害者等との常時の連絡体制の確保、緊急一時的な宿泊の場の提供など地域で暮らしている障害者等を支援するための事業や地域の関 **系機関と連絡調整を行うコーディネート事業を行うこと** 
  - ①の機能をグループホームに付加的に集約して整備することが障害福祉計画に地域居住支援の一環として位置づけられていること
    - 1つの建物であっても、入り口(玄関)が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されていること
- 1つの建物に設置する共同生活住居の入居定員の合計数が20人以下(短期入所(空床利用型を除く。)を行う場合、当該短期入所の利用定員数を含む。)で 0000

### (3) グループホームの整備の促進について

障害者の地域生活への移行を促進するためには、地域における住まいの場であるグループホームを確保することが重要である。

グループホーム、ケアホームの利用者数については、各都道府県の国民健康保険団体連合会による介護給付費等の支払実績によれば、平成25年10月時点で8.7万人となっており、障害者自立支援法施行前の平成17年度の3.4万人から着実に増加してきているところである。

各自治体が定める第3期障害福祉計画では、平成26年度に全国で10.0万人がグループホームを利用することが見込まれており、今後、更に整備を進めていくことが求められているところである。

各都道府県等におかれては、社会福祉施設等施設整備費補助金など国の助成制度も活用しながらその計画的な整備の促進に努められたい。

### (4) グループホームの体験利用等について(関連資料②(157頁))

入所施設や精神科病院等に入所又は入院している障害者の地域生活への移行を円滑に進めるためには、それらの者が移行後に利用するサービス内容に納得感を持ちつつ、地域での生活に徐々に慣れていくプロセスが重要である。このため、入所又は入院中の段階から宿泊やサービス利用等を通じた地域生活の体験ができるよう、平成21年4月の報酬改定において、グループホーム、ケアホームの体験入居の仕組みを創設したところである。

### (利用実績の推移等)

グループホーム、ケアホームの体験入居の利用状況については、各都道 府県の国民健康保険団体連合会による介護給付費等の支払実績によれば、 下表のとおり毎年着実な利用者数の増加が認められるところである。

また、このグループホームの体験入居については、入所又は入院している障害者が地域生活に移行する場合だけでなく、家族と同居して自宅で生活している障害者が利用することも可能であるので、今後とも各都道府県等におかれては、本制度の周知などその利用の促進に努められたい。

(参考)	休驗入	居の利	田老数	宝績の	) 推 移
(20) 70 )		ハウ ひノ かり	$m \rightarrow x$		/ 1 H 1747

	平成 22 年 10 月	平成 23 年 10 月	平成 24 年 10 月	平成 25 年 10 月
グループホーム	156 人	190 人	225 人	285 人
ケアホーム	362 人	480 人	762 人	905 人
合計	518 人	670 人	987 人	1,190人

### (地域移行支援の体験利用、体験宿泊の活用)

平成22年12月に成立した障害者自立支援法等の一部改正法の施行に 伴い、平成24年4月から個別給付として実施している地域移行支援にお いても、入所施設や精神科病院等に入所又は入院している障害者を対象 として、日中活動サービスや1人暮らしに向けた宿泊等の地域生活の体 験利用について報酬上評価しているので、地域移行支援を利用する障害 者の意向等も勘案しつつ、積極的な活用を図られたい。

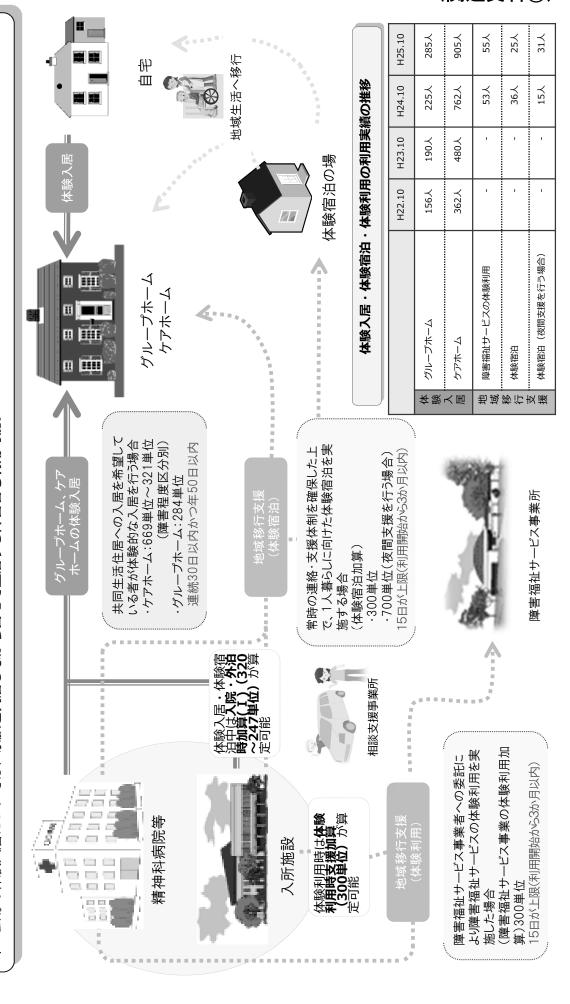
### (参考)地域移行支援の体験利用、体験宿泊の利用者数実績の推移

	平成 24 年 10 月	平成 25 年 3 月	平成 25 年 10 月
障害福祉サービスの体験利用	53 人	52 人	55 人
体験宿泊	36 人	30 人	25 人
体験宿泊(夜間支援を行う場合)	15 人	25 人	31 人
合計	104 人	107 人	111 人

### (関連資料②)

## 施設入所者等の地域生活の体験に関する仕組み

アープル 人所 施設入所者等の地域生活への移行を円滑に進めるためには、地域での生活に徐々に慣れていくことが重要であると考えられることから、 **中の段階から宿泊等の地域生活の体験ができるようグループホーム等の体験入居や体験宿泊、障害福祉サービスの体験利用を促進**。また、 ホーム等の体験入居については、**家族と同居しながら自宅で生活する障害者も利用可能**。



### (5) グループホーム等の防火安全対策について (関連資料③ (163頁))

平成25年2月に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム及び新潟県新潟市のグループホームにおける火災を受け、総務省消防庁において「障害者施設等火災対策検討部会」(以下「火災対策検討部会」という。)がこれまで4回開催され、近く報告書がとりまとめられる予定となっている。この火災対策検討部会の議論等を踏まえ、総務省消防庁において、消防法施行令や消防法施行規則等の一部改正が行われているところであるが、その主な内容は以下のとおりであるので、ご了知の上、管内市町村、関係団体及び関係する障害福祉サービス事業所等に対して周知徹底をお願いしたい。

### ① スプリンクラー設備の設置義務について

消防法施行令の一部を改正する政令(平成 25 年政令第 368 号。以下「改正令」という。)の施行により、消防法施行令別表第 1 (6)項口に掲げる障害者グループホームなど障害者施設等 (「参考 1」参照。以下、「(6)項口に該当する障害者施設等」という。)については、従来の面積要件(延べ面積 275 ㎡以上)が撤廃され、原則として、スプリンクラー設備の設置が義務付けられることになる(②のスプリンクラー設備の設置義務の免除要件に該当する場合を除く。)。

この設置基準は、平成27年4月1日(既存施設の場合は平成30年4月1日)から適用されるものであるが、各自治体においては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、今後、総務省消防庁から正式に示されるスプリンクラー設備の設置義務の免除要件を踏まえた上で、スプリンクラー設備の設置が新たに義務付けられる施設に対しては、改正令の施行時期にかかわらず、早期の設置促進に努められたい。

### (参考1)消防法施行令別表第1(6)項口に掲げる施設

- 障害児入所施設
- ·障害者支援施設(※1)
- ・短期入所を行う施設(※1)
- ・共同生活援助を行う施設(※1)
  - ※1 避難が困難な障害者等を主として入所させる施設(※2)に 限る。
  - ※2 消防庁において、障害支援区分(平成26年3月31日までは「障害程度区分」)4以上の者が8割を超えることを目安とし、(6)項ロとして取り扱う旨を消防機関へ周知することを検討

### ② スプリンクラー設備の設置義務の免除について

(6)項口に該当する障害者施設等であっても、「火災発生時の延焼を

抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの」 (関連資料③の別紙参照のこと)又は「介助がなければ避難できない者と して総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のものであって、 延べ面積275㎡未満のもの」については、スプリンクラー設備の設置義務 が免除されることになる。

このうち「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のもの」の具体的な要件については、2月6日に開催された第4回火災対策検討部会において、以下のとおり取り扱う方針が示されているので留意されたい。

### ア 障害者施設等(障害児入所施設を除く)

障害支援区分(平成26年3月31日までは「障害程度区分」。以下同じ。) 4以上の者であって、障害支援区分の認定調査項目のうち、「移乗」「移動」「危険の認識」「説明の理解」「多動・行動停止」「不安定な行動」の6項目のいずれの項目も、「全面的な支援が必要」「理解できない」「判断できない」等に該当しない者の数と障害支援区分3以下の者の数との合計が利用者の2割以上の施設は、(6)項ロに該当する障害者施設等であっても、スプリンクラー設備の設置を要しないものとして取り扱う方針が示されている。

当該認定調査項目の確認は、障害者本人又はその委任を受けた者(障害者の代理人又は当該障害者が利用する障害福祉サービス事業者を想定。)が市町村へ開示請求することにより行う必要があるため、各市町村においては、これらの者から開示請求があった場合には必要な協力をお願いしたい。

### イ 障害児入所施設

障害支援区分の設定がない障害児にあっては、認定調査項目に代わるものとして、「学齢期以上で、介助なしで通学又は日中活動支援への参加等のための外出ができているかどうか」の判断基準によって、次のとおり確認を行う方針が示されている。このため、各都道府県等(都道府県、指定都市、児童相談所設置市をいう。以下、イにおいて同じ。)においては、障害児入所施設から以下の確認依頼があった場合には必要な協力をお願いしたい。

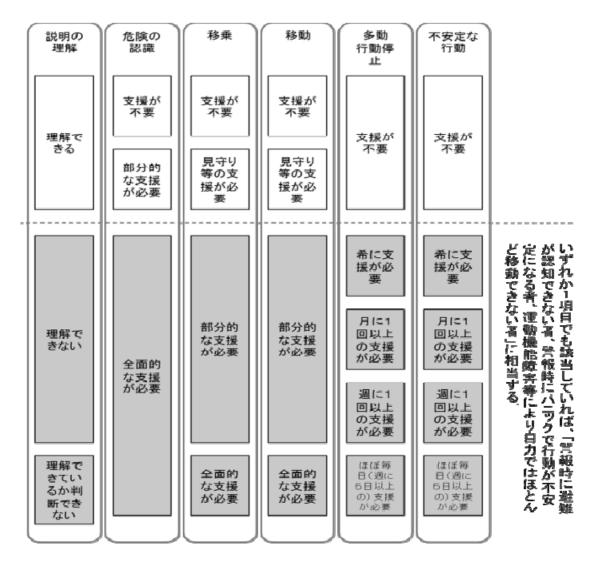
### (確認の流れ)

- ① 各施設で判断基準にする入所者リストを作成し、都道府県等に提出する。
- ② 報告を受けた都道府県等は、提出されたリストの内容について、 必要に応じ児童相談所にも協力を求めた上で立入調査等を行って 確認し、自力避難が可能な児童数を記載した書面を施設に交付する (リストの内容と確認結果が異なる場合は、リストを修正させ再

確認後に書面を交付)。

※ 上記確認は、未就学児はもとより、すべての入所児童に対して確認を行わなければならないものではなく、消防庁から示す基準(2割が介助がなければ避難が困難な者に該当しないこと)に沿って、当該施設ではスプリンクラー設備が必要ないということを証明するのに必要な人数の確認で足りるものとすることを想定している。一方、入所者のほとんどが重症心身障害児であるようなケースでは、スプリンクラー設備の設置は必須と考えられるため、当該確認作業を要さない。

### (参考2) 認定調査項目に係る判断のイメージ (障害者施設等火災対策検 討部会資料抜粋)



### ③ 自動火災報知設備と火災通報装置の連動について

消防法施行規則の一部を改正する省令(平成25年総務省令第126号。以下「改正省令」という。)の施行により、(6)項ロに該当する障害者施設等に設ける消防機関へ通報する火災報知設備については、自動火災報知

設備の感知器の作動と連動して起動するようにすることが義務付けられることになる。

この設置基準は、平成27年4月1日から(既存施設の場合は平成30年4月1日から)適用されるものであるが、障害者施設等の従業員は、自動火災報知設備や消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて習熟していることや非火災報対策を行うことが求められる(※)ため、各自治体においては、消防部局からの障害者施設等に対する十分な技術的指導等が行われるよう、必要な協力をお願いしたい。

(※)第4回火災対策検討部会においては、施設側において次により非火災報対策を行うことが求められている。

- ・ 誤操作による出動を防止するため、従業員等に対して自動火災報 知設備及び火災通報装置の取扱いについて習熟させておくこと。
- 非火災報又は誤作動と判明したときは、直ちに消防機関にその旨を通報すること。
- ・ 自衛消防訓練において通報訓練を実施する場合は、事前に消防機関にその旨を通報した上で、連動停止スイッチ箱等を操作し、必ず非連動として、自動火災報知設備が作動したことを知らせるメッセージが送信できない状態にした後、実施すること。
- 非火災報が発生した場合は、その原因を調査し、感知器の交換等 必要な非火災報防止対策を講じること。

### ④ 自動火災報知設備の設置義務について

改正令の施行により、消防法施行令別表第1(6)項ハに掲げる障害者グループホームなど障害者施設等(「参考3」参照のこと。)のうち、利用者を入居又は宿泊させるものについては、従来の面積基準(延べ面積300㎡以上)が撤廃され、全ての施設に自動火災報知設備の設置が義務付けられることになる。

この設置基準は、平成27年4月1日から(既存施設の場合は平成30年4月1日から)適用されるものであるが、各自治体においては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、改正令の施行を待たずに、現在未設置の施設に対して自動火災報知設備の早期の設置促進に努められたい。

### (参考3)消防法施行令別表第1(6)項ハに掲げる施設

- ・身体障害者福祉センター
- ・障害者支援施設(※)
- ・地域活動支援センター

- ・福祉ホーム
- ・生活介護を行う施設
- ・短期入所を行う施設(※)
- 自立訓練を行う施設
- ・就労移行支援を行う施設
- ・就労継続支援を行う施設
- ・共同生活援助を行う施設(※)
  - ※ 避難が困難な障害者等を主として入所させる施設(参考1の※ 2を参照)を除く。

### ⑤ 助成制度の活用について(関連資料④(170頁))

スプリンクラー設備など消防用設備の設置義務のあるグループホームなど障害者施設等はもとより、構造等により設置義務のない場合であっても、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、社会福祉施設等施設整備費補助金や平成25年度補正予算において平成26年度着手事業まで延長された社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の助成対象(※後者についてはスプリンクラー整備のみ)としているので、これらの助成制度を積極的に活用すること等により、その設置の促進に努められたい。

なお、消防用設備を賃貸物件に設置する場合についても、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金は従前から、社会福祉施設等施設整備費補助金は 平成 25 年度から助成対象としているので、ご了知の上、管内の障害福祉 サービス事業所や関係団体等に周知されたい。

## グループホーム等における消防設備の設置義務

【(新設)平成27年4月~(既設※1)平成30年4月~】

	スプリンクラー設備	一設備 ※3	自動火災	自動火災報知設備	消防機関へ通報-	消防機関へ通報する火災報知設備
対象施設	改正前	平成27年4月~	路 出	平成27年4月~	改正前	平成27年4月~
【入所施設(障害児・重度障害者)、グループホーム(重度)】 ※消防法施行令別表第1(6)項ロ関係						
①障害児施設(入所)	7 7 5 m ly F	全ての施設	を 全 て の	全ての施設	)2(	全ての施設
②障害者支援施設・短期入所・グループホーム(障害支援 区分4以上の者が概ね8割を超えるものに限る。)	 	※2を除く。	<ul><li>★平成27</li><li>消防機 備の感知</li><li>進を変更</li></ul>	★平成27年4月から基準を <u>変更</u> 消防機関へ通報する火災報知設備は、自動火災報知設備 備の感知器の作動と連動して起動するものとするよう基 準を変更	改備は、動するも	自動火災報知設のとするよう基
【上記以外(通所施設等)】 ※消防法施行令別表第1(6)項八関係						
①障害児施設(通所)				利用者を入居させ、サード・		
②障害者支援施設・短期入所・ <u>グループホーム</u> (障害支援 区分4以上の者が概ね8割を超えるものを除く。)	6000㎡以上 (平屋建てを除く)	) mi以上 [	300㎡以上	14111015	5 0 0	500㎡以上
③身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、 福祉ホーム、障害福祉サービス事業所(生活介護、 、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)				<u> </u>		

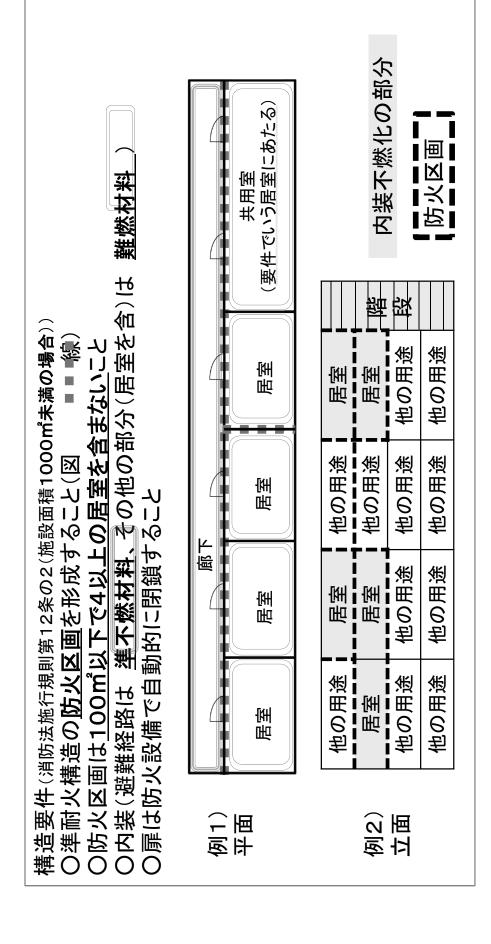
既存のグルーブホーム(新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む)については、<u>平成30年3月末までの猶予期間あり</u>。 障害支援区分の認定調査項目のうち、障害支援区分4以上で「移乗」「移動」「危険の認識」「説明の理解」「多動・行動停止」「不安定な行動」の6項目のいずれの項目も「全面的な支援が必要」「理解できない」 「判断できない」等に該当しない者の数と障害支援区分3以下の者の数との合計が利用者の2割以上であって、延べ面積が275㎡未満のもの 防火区画を設けること等による構造上の免除要件あり(別紙) ×× ××

ო Ж



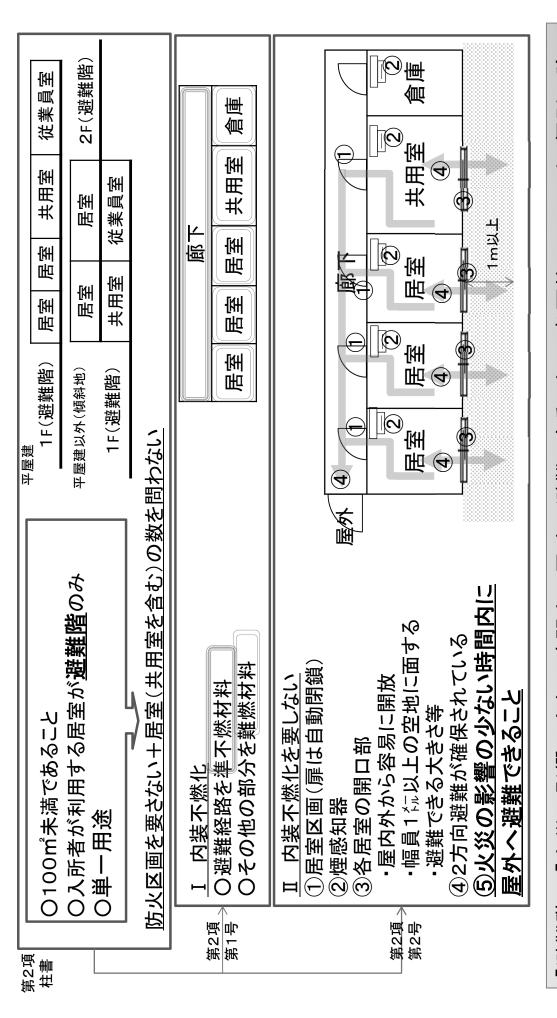
### (別紙)スプリンクラー設備の設置に係る例外について . スプリンクラー設備を設置することを要しない構造等の全体像





新たにスプリンクラー設備設置対象となる「100㎡以上(275㎡未満)」及び「100㎡未満かつ単体用途 以外」でスプリンクラ一設備を設置しない場合には、防火区画を設置する必要がある。

# 改正案消防法施行規則第12条の2「第2項第1号、第2号」(100㎡未満)の構造



避難階」、「火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できること」の各要件については、個別の防 火対象物の状況に応じて消防法施行令第32条を適用することができる場合があるのではないか。

## 2. 消防法施行令第32条による個別の防火対象物ごとの特例の検討

### (1) 「避難階」であることと同等の要件

避難階:「直接**地上へ通ずる出入口のある階」**(消防法施行令第4条の2の2第2号(建築基準法施行令第13条第1号))

「地上」⇒『救出されるまで火災の影響を受けずに留まっていることができる場所』 相当する一定の一時避難が可能なバルコニー又は陸屋根が認められるのではないか

- )居室は2階以下の階のみ
- ② 一時避難場所は、一定の地上スペースに面する

核田

火災の影響を受けずに留まる 定の大きさであること 一時避難場所は、

「避難階」を前提としている「2方向避難」「火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難」「居 室の数」の適用が可能と考えられる。

### (①~③を適用する例>

| ○ バルコニーなどの一時避難場所 | 消防隊による救出までの「一時避難」

陸屋根

バルコニースは

立 画図

共用室

従業員室

居室

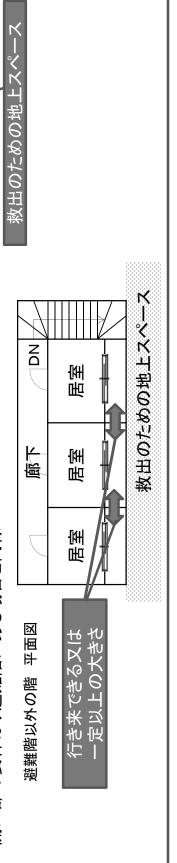
居室

居室

2 F

○ 各居室から直接一時避難場所に 通ずる有効な開口部

開口部の要件は、避難階にある場合と同様



## (2) 「火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できること」の時間の延伸

火災の影響の少ない時間(避難限界時間)を確保する

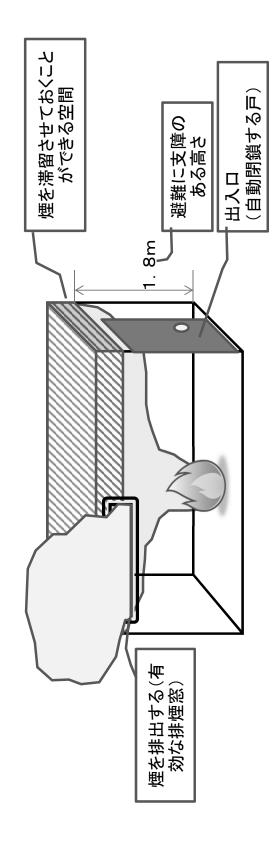
避難開始時間+移動時間<=避難限界時間

排煙上有効な構造を有する場合

〇各居室に、部屋の面積の20分の1以上の面積(天井面から80センチメートル以内の部分の面積)の有効な排煙窓があること

〇排煙窓は火災時に容易に開放できること

避難限界時間の原則3分を4分と取り扱う



改正案において、大空間の場合に限界時間を4分とする事ができることへの代替え措置

### 3. 構造要件と同等と考えられる対応策のまとめ

治时注格介人给50多个时心对免债人法罪 建进口计划进入计记式分词 50

<u>の位置、構造又は設備の状況</u> から火災による被害を最小限 本的な要件について検討			一定要件のバルコニー、陸屋 根を想定し、要件の詳細を検討			避難の支障のある高さまで煙り が降下しないための有効な排 煙口の設置について検討
<u>の位置、構造又は設備の状</u> 本的な要件について検討	同等と考えられる要件		外気に開放された一時避難場所			排煙口の設置
消防法施行令第32条の <u>防火対象物の行</u> に止めることができると認められる基本的	消防法施行規則で定める要件	入所者が利用する居室が 「 <u>避難階」</u>	入所者が利用する居室の 2方向避難	内装制限を要しない検証	屋外への避難	「火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できる 三と」
近に			要件!			要件2

# グループホーム・ケアホームの消防設備に対する助成制度

グループホーム、ケアホームのスプリンクラー設備など消防用設備の設置費用に対しては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、建物 の所有形態(自己所有、賃貸)や消防用設備の設置義務の有無にかかわらず、助成対象としている。

社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金(~平成26年度着手事業まで)	障害程度区分4以上の者 (又は同様の者)が利用する場合	社会福祉法人、医療法人、公益法人、NPO法人 等	【1㎡当たり】 1,000㎡未満 <b>18,000円以内</b> 1,000㎡以上 <b>34,000円以内</b>	l	l	1/2 5·中核市 1/4 1/4
社会福祉施設等施設整備費補助金	特になし	社会福祉法人、医療法人、		国 都道府県·指定都市·中核市 事業者		
	対象要件	对象法人	スプリンクラー	自動火災報知設備	消防機関への通報装置	負担割合
衣				基準単価 (事業費ペース)		

### (6) 障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について

障害者が入所施設等から地域において生活を送るためには、まずは住まいの場を確保することが重要である。

このため、厚生労働省と国土交通省が協力し、両省における住まいの場の確保策をまとめた「障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について」(平成21年11月12日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長連名通知)を発出し、福祉部局と住宅部局の連携による障害者の住まいの場の確保の取組をお願いしている。

障害者の住まいの場の確保のためには、公営住宅のグループホームとしての活用や公的賃貸住宅、民間賃貸住宅への入居促進等が重要であるため、各種会議・研修等を通じて、当該通知の周知に努めるなど、引き続き、福祉部局と住宅部局との連携による取組の強化をお願いする。

また、高齢者、障害者、子育て世帯等のように、居住や福祉に関する支援ニーズの高い方々に対する居住支援の強化を図ることを目的として、①厚生労働省及び国土交通省における居住・福祉に関する施策や、②各地の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成 19 年法律第112 号)」第 10 条第 1 項に規定する「居住支援協議会」で行っている先進的な取組に関する情報提供の場として、平成 24 年度・25 年度に、地方公共団体の実務者を対象とした連絡会議を開催したところである。平成 26 年度の開催は現段階では未定であるが、開催される場合には住宅部局の担当職員とともに積極的な参加をお願いする。

### (7)矯正施設を退所した障害者の地域生活への移行支援策について

矯正施設を退所した障害者については、福祉的支援が必要であるにもかかわらず必要とする福祉サービス等を受けていない者が少なくない状況が明らかになっている。

このため、矯正施設を退所した障害者の地域生活への移行を支援するため、 平成 21 年度から地域生活定着支援センターと保護観察所が協働し、グルー プホームなど福祉施設等への受入れ調整等を行っているところである。

また、平成 24 年 6 月に成立した障害者総合支援法では、地域移行支援の対象に新たに「その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるもの」が追加されたところであるが、この「厚生労働省令で定めるもの」として、保護施設のほか矯正施設及び更生保護施設に入所等している障害者が加えられたところである。地域移行支援の対象となる矯正施設に入所している障害者等の具体的な範囲、地域相談支援給付決定の実施主体の考え方など施行に当たって留意すべき事

項は以下のとおりであるので、ご了知の上、管内市町村、関係団体及び地域相談支援事業者等への周知など平成 26 年 4 月の円滑な施行に向けた準備をお願いしたい。

なお、今回示している内容に関しては、主に現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、関係通知等を改正する過程において運用面での変更等があり得ることに留意願いたい。

### ① 地域移行支援の対象となる矯正施設入所者の範囲

地域移行支援の対象とする矯正施設の種類は、刑事施設(刑務所、少年 刑務所、拘置所)、少年院であるが、これらの施設に入所している障害者(以 下「矯正施設入所者」という。) に対する面談、支援計画の作成など矯正施 設入所中の段階において行う支援については、現在も保護観察所、地域生 活定着支援センターとの連携により行われているところである。これらの 機関が行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、地域 移行支援については、特別調整の対象となった障害者(「高齢又は障害によ り特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環 境の調整等について (通達)」(平成 21 年 4 月 17 日法務省保観第 244 号。 法務省矯正局長、保護局長連名通知)に基づき、特別調整対象者に選定さ れた障害者をいう。以下「特別調整対象障害者」という。)のうち、矯正施 設から退所するまでの間に指定地域移行支援の事業を行う指定一般相談支 援事業者(以下、「指定地域移行支援事業者」という。)が実施する障害福 祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う 支援の提供が可能であると見込まれる障害者を中心に支援することが考え られる。

なお、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)に基づき、指定入院医療機関に入院している精神障害者については、従前から地域移行支援の給付対象となっているので、留意されたい。

### ② 地域移行支援の支援内容

指定地域移行支援事業者は、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援 センターと連携して、主として、以下の支援を行うものとする。

- ア 利用申込者に対する地域相談支援給付決定の申請に関する必要な援助
- イ 地域移行支援計画の作成
- ウ 障害福祉サービスの体験的な利用支援や1人暮らしの体験的な宿泊支援、公的機関等への同行支援

エ 福祉サービス等利用の受入れ調整、住居の確保

なお、指定地域移行支援事業者の事業所所在地と退所予定者の帰住予定地 が遠隔地にある場合には、エの業務の一部を当該帰住予定地の指定地域移行 支援事業者に委託することも可能である。

### ③ 矯正施設を退所する障害者に対する支援イメージ

矯正施設を退所する障害者に対する支援のイメージは、以下のとおりである。

### ① 福祉サービス等のニーズ把握

・ 特別調整対象障害者について、保護観察所からの依頼に基づき、地域 生活定着支援センターが中心となって、福祉サービス等のニーズ把握を 行う。

### ② 関係機関の間で支援方法等を共有

・ 地域生活定着支援センターは本人との面接等により、助言その他の退所に向けた支援を行いながら、本人の犯罪歴・非行歴、心身の状況、過去に受けてきた福祉サービス等の内容、福祉サービス等に係る本人のニーズ、家族の状況等についてアセスメントを行う。当該アセスメントの結果、退所までの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など『矯正施設外で行う支援』の提供が可能であると見込まれるなど指定地域移行支援事業者による効果的な支援が期待されると地域生活定着支援センターが認めた障害者の支援に関して、指定特定相談支援事業者や指定地域移行支援事業者も含めた関係機関等からなる会議を開催することにより、支援方法等の共有を進める。

### ③ 地域移行支援の提供開始

・ 指定地域移行支援事業者は、支援方法等が共有され、また、当該障害者の地域移行支援の利用の意思が明確になった段階で、地域相談支援給付決定の申請手続の支援を行い、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案の作成、市町村の給付決定を経て、地域移行支援のサービス提供を開始する。指定地域移行支援事業者は矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センターなど関係機関の担当者等を招集して行う計画作成会議を開催し、地域移行支援の支援の方針や課題、目標及びその達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画を作成する。